

令和 7 年度

SAGA ゼロカーボン加速化事業  
(事業者向け) 補助金  
申請の手引き

令和 7 年 9 月

(10 月 15 日一部更新)  
(11 月 25 日一部更新)

佐賀県

県民環境部 脱炭素社会推進課

## 補助金の申請をされる皆さまへ

補助金の申請にあたっては、「SAGA ゼロカーボン加速化事業（事業者向け）補助金交付要綱」や「本手引き」、「よくある質問」をよく確認いただき、十分にご理解いただいた上で、補助金受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願ひいたします。

### I 補助制度の概要

佐賀県では、県内事業者の再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を支援することで、本県における 2050 年カーボンニュートラルの達成を目指すとともに、県内全域で脱炭素の取組を促進することを目的として、補助金を交付します。カーボンニュートラルの達成には、業務部門（第3次産業）の取組強化が必要であることから、業務部門の中小企業・小規模企業者へ重点的に支援します。

なお、本事業は環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用して実施します。

### 2 補助対象者

補助金交付の対象者は、交付要綱で定める県内事業者とします。

※「県内事業者」とは県内に本社若しくは主たる事務所を有する法人又は県内の住所地、事業所の所在地を納税地としている個人事業者で、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があるものをいいます。

### 3 補助対象設備等

#### 【共通要件】

- ・本県の区域内に設置されるものであること。
- ・補助対象設備を設置する建物は、県内の事務所であること。また、事務所の所有者が異なる又は他に所有者がいる場合は、補助対象設備の設置について承諾を受けていること。
- ・商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。
- ・他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。
- ・リース設備又は第三者が所有するものでないこと。

#### 【設備ごとの要件】

##### ①太陽光発電設備（自家消費型）

補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙2の2. ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。</li><li>・ FIT・FIP 制度の認定を取得しないこと。</li><li>・ 増設は対象外とする。既存の太陽光発電設備を全て廃棄して新規導入する場合は事前に脱炭素社会推進課にご相談ください。</li><li>・ 対象施設の存する同一事業所の敷地内に太陽光発電設備を設置すること。</li><li>・ 中古設備でないこと。</li></ul>
--------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電した電力量及び発電した電力の使用量を明らかにする機器を備えること。</li> <li>・ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備でないこと。</li> <li>・本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を同一事業所の敷地内で使用（自家消費）すること。</li> <li>・法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> <li>・令和7年12月1日以降に申請書される鹿島市内に所在する事業所は、同様の補助事業を鹿島市が実施していることから対象外とする。（鹿島市に申請すること）（11月25日追記）</li> </ul>
補助金額	<p>下記の単価に太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW単位で小数点以下は切り捨て）を乗じて得た額。</p> <p>5万円/kW（上限額250万円）</p> <p>●補助金算定（例）</p> <p>例1）太陽光発電出力40.5kw（小数点以下切り捨て） 5万円 × 40 (kw) = 200万円 【補助額】200万円</p> <p>例2）太陽光発電出力59.5kw（小数点以下切り捨て） 5万円 × 59 (kw) = 295万円 ←上限250万円 補助上限が250万円のため補助額は250万円。【補助額】250万円</p>

## ②高効率空調機器（※1）

補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存設備に対して30%以上省CO<sub>2</sub>効果（※2）が得られるものであること。</li> <li>既存設備に替えて導入するものであること。</li> </ul> <p>※設置に際して工事を伴わないものは補助対象外。</p>
補助金額	補助対象経費×1/2（千円未満切り捨て） 上限150万円

## ③高効率照明機器（※1）

補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存設備に替えて導入するものであること。</li> <li>調光制御機能を有するLED（※3）であること。</li> </ul> <p>※設置に際して工事を伴わないもの及びLED照明からLED照明への交換は補助対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の固有エネルギー消費効率（lm/W）の基準値を満たすこと。</li> </ul> <p>ア 光源色が昼光色・昼白色・白色：100以上 イ 光源色が温白色・電球色：50以上</p>
補助金額	補助対象経費×1/2（千円未満切り捨て） 上限150万円

※1 県内の事業所（既存建築物）において、既存設備に代えて導入する設備で既存設備と同一の目的で使用し、使用用途が同じであり、かつ、設置に際して工事を伴う設備を対象とする。補助対象となる設備は、更新する対象設備ごとに補助要件を満たす必要があり、さらに更新設備は既存の設備と比較してエネルギー消費量が削減される設備とする。

※2 「30%以上の省CO<sub>2</sub>効果」とは、更新前後において、設備に応じたエネルギーを消費することによって発生するCO<sub>2</sub>量を比較（設備の効率向上及び燃料転換によるCO<sub>2</sub>発生量差を加味）し、発生するCO<sub>2</sub>発生量が70%以下になることをいう。ただし、電力会社変更によるCO<sub>2</sub>削減効果排出係数変更を加味しないものとする。また、複数の機器を対象に申請している場合は、機器ごとに条件を満たすものとする。

※3 「調光制御機能を有するLED」とは、次のいずれかの機能を有するLEDをいい、リモコン等により手動で調光するものは対象外。

- ・スケジュール制御（あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）
- ・明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、あらかじめ設定した照度に調光制御する機能）
- ・在／不在調光制御（人感センサ又は微動検知センサからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅又は調光制御する機能）

#### 4 補助対象経費

補助対象経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日環地域事発第2503102号）別表第1に定める経費です。

なお、一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用や既存設備の撤去・処分費、機器保証料、消費税額及び地方消費税額等は補助対象外経費となります。

#### 5 補助金申請の流れ

補助金申請の流れは下記のとおりです。

※事業着手（契約及び工事着工）は必ず、県からの交付決定日以降にしてください。県からの交付決定前に事業着手（契約及び工事着工）したものは補助対象外となります。ただし、やむを得ない理由により、交付決定前に事業着手する必要がある場合においては、あらかじめ、事前着手届（様式第2号）を提出することで、交付申請以降であれば事前着手することができます。

なお、契約を担保するような仮契約や預かり金・手付金の支払い、契約を前提とした系統連系申込み等についても事業着手とみなします。

※期日までに実績報告を行うことができない場合は補助対象外となります。



#### 6 交付申請について

##### (1) 受付期間

令和7年10月3日（金）10時から**令和7年12月26日（金）17時15分まで**（先着順）

※郵送の場合、12月26日（金）17時15分までに県庁に到着することとします。

※持込の場合、12月26日（金）17時15分までに提出いただいた書類を有効とします。

※予算がなくなり次第、終了とします。

※申請書類が不備なく提出された日をもって、申請受付とします。

※予算到達日の申請は、本事業の目的にあった事業者（業務部門（第三次産業）かつ、中小企業・小規模企業者）を優先します。

## （2）提出方法

持参又は郵送にてご提出ください。

※郵送の場合は必ず、レターパック、簡易書留等の追跡可能な方法としてください。

※申請書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控えを保管しておいてください。

※持参の場合、土曜日・日曜日・祝日を除いた平日8時30分から17時15分までに提出してください。なお、受取りのみを行い、その場での審査は行いません。

## （3）提出先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 県民環境部 脱炭素社会推進課（旧館1階）

## （4）提出書類

	太陽光 発電設備	高効率 空調機器	高効率 照明機器	備考
交付申請書（様式第1号）	○	○	○	
事前着手届 (様式第2号)	△	△	△	・やむを得ない理由により、交付決定の前に着手する必要がある場合は提出すること。
事業計画書（別紙1）	○	○	○	
温室効果ガス排出量算定 及び削減目標（別紙2）	○	○	○	
温室効果ガス削減計画 (ロードマップ)（別紙3）	—	△	△	・省エネルギー設備（高効率空調機器・高効率照明機器）は原則、太陽光発電設備とセットで導入すること。 ・省エネルギー設備のみを導入する場合は温室効果ガス削減計画を提出すること。
自家消費割合計算書	○	—	—	・「年間発電量見込」及び「過去1年間

(別紙4)				の電力使用量」の算定根拠となる資料を添付すること。(新築の場合は、「年間発電見込」の根拠資料のみ添付すること。)
確認書(別紙5)	○	○	○	
法人の登記事項証明書	△	△	△	・申請日から概ね3か月以内に発行された最新のもの(10月15日追記) ・法人の場合のみ提出すること。
直近の確定申告書の写し	△	△	△	・個人事業主の場合のみ提出すること。 ・確定申告書及び青色申告書決算書(白色申告者については収支内訳書)を提出すること。 ・※創業後最初の決算期を迎えていない場合は、開業届を提出すること。
補助対象設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書	○	○	○	・申請日から概ね3か月以内に発行された最新のもの(10月15日追記) ・登記情報提供サービスは不可。 ・設備を建物に設置する場合は建物のもの、建物以外の土地に設置する場合は土地のものを提出すること。 ・新築等の場合で、申請時に補助対象設備を設置する事業所を所有していない場合は、実績報告時に提出すること。
補助対象設備の設置に係る見積書の写し (内訳の記載があるもの)	○	○	○	・型番、数量、経費の内訳の記載があるもの。 ・佐賀県ローカル発注促進要領に基づき、県内企業者からの調達に努めること。(※)
補助対象設備の配置図及び事業所の位置図	○	○	○	・平面図等に補助対象設備の配置を示すこと。
補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し	○	○	○	・高効率照明機器については、調光制御機能及び消費効率が確認できること。
補助対象設備の施工前の事業所の状況を記録したカラー写真	○	○	○	・事業所の全景(正面(玄関位置)から撮影したもの)及び設備設置予定箇所の全景を写したもの。
既存設備の型番が分かるカラー写真	—	○	—	・設備の型番の表示ラベル等を写したもの。
既存設備に対して30%以	—	○	—	・算定に使用した数値が分かる根拠書

上省 CO2 効果が得られる ことが確認できる書類				類を添付すること。
工事の内容が分かる書類	○	—	—	・システム系統図、配線図等が分かる書類
納税証明書（県税）	○	○	○	・申請日から3か月以内に発行された 県税の完納証明書を提出すること。

○：全員提出 △：該当する者のみ提出 −：提出不要

(※) 「佐賀県ローカル発注促進要領」に基づき、補助金の交付を受ける事業者は、県内の事業者を優先的に活用することとされています。県外の事業者から調達するときは、当該事業者に発注等契約に類する行為を行う前までに当該要領で定める理由書を提出しなければなりません。  
また、複数の企業から見積を徴取し、比較する等価格低減に努めること。

#### 【県内事業者の定義】

- ・県内に本店を有する者
- ・県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が、50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業者数が50人以上の者
- ・誘致企業
- ・国等の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）

#### (5) 交付申請時の留意事項

##### ①事業所について

補助対象となる事業所は、県内の工場・作業場・店舗・事務所等の建物とします。

なお、不動産賃貸業を行っている場合で、賃貸物件において事業者ではない入居者等が使用する設備は補助対象外とします。

(※個別の入居者等に属していない共用部分については、対象となる場合があります。)

##### ②カラー写真について

交付申請時は施工前の写真を、実績報告時は施工前・施工後両方の写真を提出いただきます。

施工前後で比較できるよう、同じ角度から撮影したものをご提出ください。また、日没後の撮影等で事業所の全景及び設備設置（予定）箇所がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する場合があります。

なお、写真是設備の台数が確認できるよう撮影することとし、特に太陽光発電設備においては、パネル枚数が確認できるよう撮影してください（一枚の写真に納まりきらない場合は、目印を置いて複数枚に分けて撮影すること。）。

##### ③補助対象となる事業所数について

補助対象となるのは1補助事業者につき、原則1つの建物です。例えば、県内に複数の事業所を有している場合、また、1つの事業所敷地内に2つの建物がある場合は、1つの事業所（建物）しか補助対象になりません。

#### ④申請回数の上限について

申請回数は、補助事業者につき年度内1回までとし、当該申請で複数の設備（各1回）を申請することも可能です。

例えば、令和7年度にA事業所（建物）で太陽光発電設備と高効率照明機器の補助金の交付を受けた場合においても、令和8年度以降、B事業所（建物）で太陽光発電設備と高効率照明機器の申請ができるようになります。

#### ⑤補助対象経費の支払方法について

金銭取引の客觀性を担保するため、支払方法は原則、銀行振込とします。手形や小切手による支払いは認められません。

また、原則、実績報告時までに支払いを完了していることが必要です。ただし、初めから設備が申請者の所有となる場合に限り、ローンやクレジットによる支払いも補助対象として認めます。

### 7 補助事業の変更・中止について

補助事業の内容を変更しようとする場合や補助事業を中止する場合は、あらかじめ下記の手続きが必要です。

・補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）	変更承認申請書（様式第3号）に変更後の事業計画書（別紙1）及び当該変更の内容を証する書類を添付のうえ、提出してください。
・補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合	中止承認申請書（様式第4号）を県まで提出してください。
・補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合	速やかに報告してください。

### 8 実績報告について

#### （1）提出期限

下記①②のいずれか早い日の17時15分まで

① 補助事業の完了の日から30日を経過する日

② 令和8年2月25日（水）

※事業の完了は、竣工後、施工業者への支払いをもって完了日とします。（10月15日追記）

※期日までに実績報告を行うことができない場合は補助対象外となります。

※郵送の場合、期日の17時15分までに県庁に到着することとします。

※持込の場合、期日の17時15分までに提出いただいた書類を有効とします。

#### （2）提出方法

持参又は郵送にてご提出ください。

※持込の場合、土曜日・日曜日・祝日を除いた平日8時30分から17時15分までに提出してく

ださい。

※郵送の場合は必ず、レターパック、簡易書留等の追跡可能な方法としてください。

※実績報告書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（報告書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

### (3) 提出先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 県民環境部 脱炭素社会推進課（旧館1階）

### (4) 提出書類

	太陽光 発電設備	高効率 空調機器	高効率 照明機器	備考
実績報告書（様式第5号）	○	○	○	
事業実績報告書（別紙6）	○	○	○	
補助対象設備の設置に係る契約書の写し	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・交付決定日以降に契約締結を行っているもので、収入印紙が貼付され、消印があるもの。</li><li>・申請者と契約者が同一であること。</li></ul>
補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの）	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者あて発行されたもので収入印紙が貼付され、消印があるもの。</li><li>・領収日、金額、支払い内容、並びに発行者の氏名、住所及び押印を確認できること。</li></ul>
補助対象設備の保証書の写し	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・製造事業者が発行したもの。</li><li>・申請者の氏名及び住所、製造事業者名、型番、保証開始日及び保証期間を確認できること。</li></ul>
補助対象設備の施工前・施工後の事業所の状況を記録したカラー写真	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"><li>・施工後は、事業所の全景（正面（玄関位置）から撮影したもの）及び設備設置箇所の全景を写したもの。</li></ul>
補助対象設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請日から概ね3か月以内に発行された最新のもの（10月15日追記）</li><li>・登記情報提供サービスは不可。</li><li>・設備を建物に設置する場合は建物のもの、建物以外の土地に設置する場合は土地のものを提出すること。</li><li>・新築等の場合で、申請時に提出していない場合のみ提出すること。</li></ul>

○：全員提出 △：該当する者のみ提出 －：提出不要

## 9 交付請求

実績報告の提出後、額の確定通知を受けてから、補助金交付請求書（様式第6号）を提出してください。  
なお、支払い方法は精算払いとします。

補助金交付請求書に記載する口座情報は必ず通帳をご覧になりながら記載してください。

## 10 その他留意事項

### （1）財産管理について

補助事業者は、補助事業により取得した設備について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

天災地変その他自らの責めに帰すことのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは財産毀損・滅失届出書（様式第7号）を知事に提出してください。

### （2）太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量等の報告について

補助事業者は、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量の実績について、補助事業の完了年度の翌年度（R8年度）1年分を、令和9年5月末までに状況報告書（様式第9号）により報告してください。（太陽光発電設備を導入した事業者のみ提出が必要。）

また、法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量の実績を記録し、完了年度の翌々年度以降は、知事から報告の求めがあった場合に報告しなければなりません。発電量、自家消費量等の根拠となる資料の提出も求めますので、モニター画面等を撮影した写真やWEBサイトのデータ等は必ず保管しておいてください。

太陽光発電設備により発電した電力の自家消費割合が50%に満たない場合は、補助金の返還を求める可能性があります。

### （3）環境価値の取引の制限について

法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）についてJ-クレジット制度への登録を行わないでください。

### （4）財産の処分の制限について

補助事業者は、補助事業により取得した設備（取得価格が50万円以上のもの）について、処分の制限を受けます。やむを得ず減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める処分制限期間内に財産処分を行う場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければなりません。

なお、天災等のやむを得ないと認められる場合を除き、処分制限期間内に財産処分を行った場合、補助金の全額又は一部返還が必要になる場合があります。

## (5) 書類の整備保管について

補助金に係る書類については、事業終了年度の翌年度から 5 年間（ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、環境大臣が別に定める処分制限期間を経過しない場合は、処分制限期間が経過するまでの間）保管する必要があります（データ保管が可能なものは、データで構いません。）。

### 【一般的な設備の法定耐用年数】

- 太陽光発電設備（自家消費型）：17 年
- 高効率空調機器：（建物附属設備の場合）15 年  
※冷凍機の出力が 22kW 以下のものは 13 年  
(器具及び備品の場合) 6 年
- 高効率照明機器：15 年

## (6) 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達または関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

上記に該当する場合は、事前に脱炭素社会推進課までご相談ください。

## (7) 売電により収益が発生した場合の補助金の返還について

売電により収益が発生した場合、補助金の返還が必要になる場合があります。

事業完了後の 5 年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、収益納付の要・不用を判断することになっています。

計算式：収益納付額 = (A - B) × (C / D) - E

A : 収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B : 控除額（補助対象経費）

C : 補助金確定額

D : 補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E : 納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※相当の収益が生じた場合は、収益額【A】 - 控除額【B】 > 0 となる場合をいいます。

※収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

### 【問合せ先】

〒840-8570

佐賀県城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県 県民環境部 脱炭素社会推進課

TEL:0952-25-7079

FAX:0952-25-7783

Email:datsutansosuishin@pref.saga.lg.jp